



# JTCかわら版

VOL.166 平成30年11月号



## 「世に生を得るは事を為すにあり」

北野 座右の銘

### 目次

- ・「世に生を得るは事を為すにあり」  
社内全体会議での  
北野の訓話より
- ・ JTC News  
北野宅で  
ホームステイ！！
- ・ 設備投資にかかる  
固定資産税の減免制度が  
変わります
- ・ TAX News  
災害被害時に使える  
雑損控除・災害減免法
- ・ 十一月暦



今月は税務調査についてお伝えしようと思います。

先日、桜美会（税務署OBの団体）の総会に来賓として招かれ、その二次会で税務署退官後に税理士をされている方と、弊所の顧問先の税務調査の件でお話をする機会がありました。その税務調査の争点は同族会社の行為計算否認でした。これは伝家の宝刀と呼ばれており、税務署はあまり使わない最終手段と言われていて、この税務調査の担当者の対応は酷く、この件に関してはお話をした税理士の方も同じ見解でした。

過去にも酷い対応をする担当者がいましたが、その時は国税局と税務署に抗議文として内容証明を提出した結果、こちら側の主張が通って、調査がスムーズになり、担当者の対応が変わったという事例がありました。

今回は内容証明ではない抗議文を提出しましたが、担当者の対応は変わらずで驚きました。しかし、元東税務署長で弊所の顧問である山田先生に相談し、今回の件は山田先生も弊所と同じ見解で受け入れられないとして、山田先生の名前と経歴を伝えた上で改めて担当者に話をすると、こちら側の主張が通って対応が変わりました。このことから、担当者によって対応を変えなくてはいけないという現実を再認識しました。

また、税務署と真っ向から戦う（青年税理士連盟所属）税理士に講師をしていただいた勉強会で、その講師の税理士は、お客様に対しては架空売上、架空仕入、架空外注、架空人件費をしてはいけないとし、悪質なことをするなら責任は持てないとしているそうです。しかし、見解相違部分に関してはお客様の味方をするとしています。私も同じ見解で、税務調査も悪質なことには責任は持てないが、見解相違部分に関しては納税者つまりお客様の味方をすべきと考えています。

その税理士の業務契約書には、税理士法第1条「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と記載されています。

税務調査において重要なことは2つあります。「重加算税の要件である仮装隠蔽行為の立証責任は税務署にあり、納税義務者や税理士に立証責任はない」と、憲法第38条「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」です。

この二つを頭に入れて税務調査の対応をしてください。これらの対応は、税務署と対立したいわけではなく、あくまで良好な関係を築くためだと考えています。

## 北野慎二

### JTC News

#### 北野宅でホームステイ！！

11月からアメリカの高校2年生の男の子を受け入れることになりました。期間は11月～来年1月までの3ヶ月間です。

